

様式第2号 (第12条関係)

認定こども園認定通知書

第 号
平成 年 月 日

様
広島県知事 印

平成 年 月 日付けで申請の認定こども園の認定について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の規定により認定します。

施設の名称及び所在地	
認定こども園の名称	
認定の有効期間	

- 注 1 認定の有効期間は、保育所型認定こども園の認定を行う場合のみ記載すること。
2 不用の文字は消すこと。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号 (第12条関係)

認定こども園不認定通知書

第 号
平成 年 月 日

様
広島県知事 印

平成 年 月 日付けで申請の認定こども園の認定については、次の理由により認定できません。

施設の名称及び所在地	
認定を行わない理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日 (広島県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県知事の決定があったことを知った日) の翌日から起算して6か月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます (訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 4 号 (第13条関係)

認定こども園認定有効期間更新申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

⑪

平成 年 月 日付け 第 号で受けた認定こども園の認定について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により有効期間の更新を受けたいので申請します。

施設 の 名称 及び 所在地	名 称	
	所 在 地	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 5 号 (第14条関係)

認定こども園変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

届出者 郵便番号
住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

⑪

平成 年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定こども園について、次のとおり変更しますので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

添付書類

- (1) 認定こども園の長の変更の場合は、長となるべき者の履歴書及び就任承諾書の写し
 - (2) 子どもの保育に従事する職員又は学級担任の変更の場合は、資格を証明する書類の写し
 - (3) 施設及び設備等の変更の場合は、変更後の面積の分かる図面
 - (4) 調理業務の委託先の変更の場合は、変更後の契約書等の写し
 - (5) 保険の変更の場合は、変更後の保険加入証等の写し
 - (6) 土地及び建物等の契約関係の変更の場合は、変更後の契約書等の写し
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 6 号（第15条関係）

認定こども園認定辞退届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

届出者 郵便番号
住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

⑪

次のとおり認定こども園の認定を辞退したいので、届け出ます。

施設の名称及び所在地	名 称	
	所 在 地	
認定こども園の名称		
当該施設の認定年月日		
認定を辞退するの期日		
認定を辞退する理由		
入園している子どもの 処遇		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第 7 号（第16条関係）

認定こども園運営状況報告書

平成 年 月 日

広島県知事様

報告者 郵便番号
住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

⑪

認定こども園の運営の状況について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

施設の名称及び所在地	名 称		
	所 在 地		
認定こども園の名称			
施設	報告年月日 の前日 において 保育して いる子ど もの数	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第 4 条第 1 項第 3 号に規定する乳児又は幼児 の数	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第 4 条第 1 項第 4 号に規定する子どもの数
		幼稚園	満3歳以上 人
保育所又は 認可施設	満3歳未満 人	満3歳以上 人	満3歳未満 人
		保育所又は 認可施設	満3歳以上 人
認定こども園として目指す 教育及び保育の目標・理念			

教育及び保育のねらい	教育及び保育の内容の概要			
	年間開園日数	年間開園日数	平日	日
教育及び保育の主な内容	年間開園日数・開園時間	開園時間	土曜日	
			日曜日・祝日	
			その他	
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号から選択すること。)				
子育て支援事業のうち認定こども園が実施したもの				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(別紙1)

施設名

認定こども園事業報告書

1 職員の状況

職 名	氏 名	年 齢	資格の種類、 年月日及び 取得番号	経 験 年 数	担 当 する子 どもの年 齢	勤 務 形 態

備考 1 月 日現在の状況を記入すること。

2 「勤務形態」欄は、1日の勤務時間数及び1か月の勤務日数を記入すること。

2 認定こども園の組織図

3 施設及び設備等の概要

4 情報の開示状況

(1) 開示した情報の種類

(2) 開示の方法

5 入園する子どもの選考方法

選考の実施の有無	有	無
選考の方法		

6 特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

7 子どもの健康及び安全を確保する体制

- (1) 耐震
- (2) 防災
- (3) 防犯
- (4) 環境衛生 (換気, 採光, 保温など)
- (5) 健康診断
- (6) 感染症等への対応策

8 自己評価及び外部評価

行った評価の方法	自己評価	・	外部評価
評価結果の活用方法			

9 苦情解決

担当者氏名	苦情受付担当者の職氏名	
	苦情解決責任者の職氏名	
苦情の数	受け付けた件数	件
	解決した件数	件
苦情の主な内容	未解決の件数	件

10 利用料 (月額)

年齢	短時間利用児	長時間利用児	備考
0歳			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
5歳			

11 入園料

--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(別紙2)

施設名

認定こども園指導報告書

1 教育・保育課程

教育・保育の目標	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
各年齢ごとの目標	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児(年度の途中で6歳に達した後を含む。)】
	【集団生活の経験年数が異なる子どもがいることへの配慮】
	【就学前の子どもに対する一貫した教育及び保育を子どもの心身の発達の連続性を考慮して展開することへの配慮】
指導において配慮した内容	【子どもの1日における生活態様が多様であることへの配慮】

施設の特徴・工夫している点	【保護者の就労状況の相違により利用時間及び利用日数に相違があることへの配慮】
	【共通利用時間における人、物、自然、社会の事象その他の子どもを取り巻く環境を通じた教育活動の充実への配慮】

2 年間行事実施

月	行	事	予	定	参	加	者	備	考
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									

3 子どもの1日の活動内容

時刻	8 : 00	10 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	18 : 00	20 : 00
曜日							
月							
火							
水							
木							
金							
土							
日							

備考 子どもの1日の活動内容は、年齢ごとに作成すること。

4 学級編制・職員配置

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
定 員						
報告日前日の 子どもの数						
組 名						
職員配置	人	人	人	人	人	人
職員資格	保： 人 人	保： 人 人	保： 人 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人

備考 1 同一年齢の子どもについて複数の学級がある場合は、学級ごとに記入すること。

2 「職員資格」欄の「保」は保育士登録を受けた者、「幼」は幼稚園の教員免許状を有する者、「併」は併有者とする。

5 環境の構成

【6か月未満児】
【6か月から1歳3か月未満児】
【1歳3か月から2歳未満児】
【2歳児】
【3歳児】
【4歳児】
【5歳児（年度の途中で6歳に達した後を含む。）】

各年齢ごとの留意点

6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項 目	留 意 点
特別な配慮が必要な 子どもの指導	
認定こども園と家庭 との連携体制	
職員間の連絡及び協 力体制	

7 小学校教育との連携

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(別紙 3)

施設名

認定こども園における給食提供報告書

1 調理設備の内容

2 施設の体制

(1) 子どもの栄養基準及び献立の作成

献立	市町の作成した献立を利用 独自に作成	を一部改変
作成者	() 又は の場合に記入すること。)	

(2) 献立表の事前確認者

(3) 認定こども園における食事の提供の責任者

(4) 検食実施者

(5) 子どものしこう調査の実施実績

3 給食の実施状況

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
給食回数 時 間						

4 アレルギー等への配慮

5 栄養士の配置状況等

配置場所	認定こども園その他の施設 ・ 保健所 ・ 市町 ・ その他
栄養士による 必要な配慮が 行われる体制 の状況	

6 調理業務従事者の状況

(1) 調理業務従事者 (認定こども園において提供する給食調理に当たる者を記入すること。)

	氏 名	年 齢	調理業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(2) 調理業務従事者に対する衛生・技術の面の教育又は訓練を行った実績

(3) 調理業務従事者の健康診断及び検便を行った実績

7 食育の取組の状況

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

(別紙4)

施設名

認定こども園における子育て支援事業報告書

事業概要	【内容】												
	【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮、地域の人材その他の社会資源の活用など)												
事業概要	【年間延利用人数】												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	【実施日数及び実施時間】												
	【職員配置の状況】												
	【利用料】												

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

(別紙5)

施設名

認定こども園における職員研修報告書

実施した研修 (対象者及び内容)	参加者	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第8号(第17条関係)

認定こども園認定取消通知書

第 号
平成 年 月 日

様
広島県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で認定した認定こども園について、次の理由により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第10条第1項の規定により取り消します。

施設の名称及び所在地	
認定こども園の名称	
認定を取り消す理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知つた日(広島県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県知事の決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

広島県果樹農業振興審議会規則等を廃止する規則をここに公布する。
平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十三号

広島県果樹農業振興審議会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 広島県果樹農業振興審議会規則(昭和三十七年広島県規則第三十六号)
- 二 広島県漁業振興対策審議会規則(昭和四十六年広島県規則第四十号)
- 三 広島県畜産振興審議会規則(昭和四十六年広島県規則第四十八号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

広島県告示第八百七十八号

昭和六十一年広島県告示第五百五十九号(広島県港湾施設管理条例に基づく駐車場の指定並びに駐車時間及び港湾施設使用料の額)の一部を次のように改正し、平成十八年十一月十五日から施行する。

なお、この告示の施行の前日に広島港棧橋駐車場、広島国際フェリーポート駐車場、広島みなと公園駐車場、宇品波止場公園駐車場及び尾道駅前港湾駐車場に自動車を入庫させ、かつ、この告示の施行の日以後に出庫させる場合のこれらの駐車場の駐車料の額については、この知事による改正後の駐車料を適用する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 駐車時間及び駐車料の一部 広島港棧橋駐車場及び広島港御幸松駐車場の項中

時間 時間 時間	時間 時間 時間
1000円券 1000枚つり 1800円券 1800枚つり	1111、5000円 40、5000円

を

品波止場公園駐車場の頂中

時間利用券
 車体の長さ五メートル未満
 一〇〇円券
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり

四〇、五九一、
 五三〇〇円
 二二、八五一、
 五五〇〇円

に改め、同部4 宇

島みなと公園駐車場の頂中

時間利用券
 車体の長さ五メートル未満
 一〇〇円券
 一三〇〇枚つづり
 一八〇〇円券
 三〇〇枚つづり

四〇、五九一、
 五〇〇円
 二二、八五一、
 五〇〇円

を

時間利用券
 車体の長さ五メートル未満
 一〇〇円券
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり

四〇、五九一、
 五三〇〇円
 二二、八五一、
 五五〇〇円
 一〇〇円

に改め、同部3 広

島国際フェリーポート駐車場の頂中

時間利用券
 車体の長さ五メートル未満
 一〇〇円券
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり

四〇、五九一、
 五三〇〇円
 二二、八五一、
 五五〇〇円

に改め、同部2 広

道駅前港湾駐車場の頂中

時間利用券
 車体の長さ五メートル未満
 一〇〇円券
 一三〇〇枚つづり
 一八〇〇円券
 三〇〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり

四〇、五九一、
 五三〇〇円
 二二、八五一、
 五五〇〇円

に改め、同部6 尾

時間利用券
 車体の長さ九メートル以上
 車体の長さ五メートル未満
 一〇〇円券
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり
 一三〇〇円券
 一八〇枚つづり
 一六〇枚つづり

二二、八五一、
 五五〇〇円
 二二、二〇〇円

に改め、同項摘要の

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午前六時から午後一時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

午後一時から午前六時まで

欄を次のように改める。

一般使用の単体の長さ五メートル未満の場合、使用時間四時間までこの上限額は一、二〇〇円とする。

六一枚つづり
六〇枚つづり
三〇〇枚つづり

四一〇
五七〇、二〇〇
五〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
円円円円